京都府公安委員会告示第　174　号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を次のとおり行うので、道路交通法第104条の２第２項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和８年11月12日

京都府公安委員会
委員長　森田　雅之

1　聴聞聴取の期日　　令和８年11月19日午前９時00分

2　聴聞聴取の場所　　京都市上京区下長者町通新町西入薮之内町85番地３
京都府警察本部聴聞会場